≪　地域密着型通所介護移行についての質問に対する回答　≫

区分	問	答	回答年月日
運営推進会議	運営推進会議が新たに必置となるが、会議の構成員の一覧表を改めて札幌市へ提出する必要はあるか。	今回改めて札幌市へ提出する必要はありませんが、各事業所で一覧表を作成の上、保管及び必要に応じて適宜更新してください。 また、一覧表は指定更新時に添付していただくことになります。	平成28年1月6日
運営規程	現在、札幌市外の地域も実施地域として運営規程に記載しているが、サービス移行に伴い当該地域を実施地域から削除する必要はあるか。 また削除した場合、札幌市へ変更届を提出する必要はあるか？	地域密着型サービスへ移行した後は、札幌市外の地域を実施地域とすることはできないため、運営規程から当該地域を削除してください。 削除した場合は、札幌市への変更届の提出が必要となります。 また、サービス種類の修正（居宅サービス→地域密着型サービス）以外の項目について変更する場合は、札幌市へ変更届を提出してください。 なお、介護予防通所介護については引き続き市外地域を実施地域として指定可能ですので、その際は地域密着型通所介護の実施地域と分けて記載することも可能です。	平成28年1月15日
通所介護計画書	ケアプランは「軽微な変更」扱いとのことですが、通所介護計画書は改めて作成して利用者の同意を得る必要があるのでしょうか。	サービス名以外に変更が無いのであれば、通所介護計画書の再作成は不要です。 なお、Q＆Aに記載している通り、サービス種類が変更になることについては、利用契約書に対する特約書や同意書などを用いて利用者及び利用者の家族に説明して同意を得てください。	平成28年1月28日
市外被保険者	現在、住民票及び介護保険証は札幌市のままで、市外に在住している利用者がいます。 地域密着型通所介護へ移行となった場合、4月から実施地域の範囲外となりますが、引き続きサービスを利用できるのでしょうか。	転出については、例外を除き原則市町村に届出をすることが住民基本台帳法上で義務付けられておりますので、速やかに転出の手続きを取ってください。 特別の事情により、住民票を移すことができない場合は別途ご相談ください（家庭内暴力などを想定しており、個人の税制上の都合などは理由になりません。） また、4月以降に転出の手続きを取った場合は、当該事業所のみなし指定の対象にはなりませんのでご注意ください。	平成28年1月28日
利用定員	利用定員が10名なので地域密着型サービスに移行になる予定ですが、移行後は自動的に利用定員が18名になるのでしょうか。	利用定員は10名のままです。 18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスになるのであって、制度改正により利用定員が18名に自動的に変わるということはありません。	平成28年1月28日